

大学院入試問題（労働法）

問 労働基準法の適用対象である「労働者」に関する以下の各問に答えなさい。

(1) 民法の典型契約においてサービスの提供を目的とするものとしては、雇用契約（同法 623 条）、請負契約（同法 632 条）、委任契約（同法 643 条）がある。これらの契約は相互にどのように区別されるか。契約の目的およびサービス提供の態様の観点から論じなさい。25 点

(2) 労働基準法 9 条によれば、同法上の「労働者」とは「職業の種類を問わず、事業又は事務所……に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」。この意味での労働者に該当するか否かは契約当事者（労働者・使用者）の合意内容によらず客観的に判断されなければならない。それはなぜか。以下の事例を用いながら論じなさい。25 点

【事例】 X は医師国家試験に合格後、Y が経営する大学病院で研修医として医療行為に従事していた。研究プログラムでは、研修医が医療行為等に従事することが予定されており、X は、本件病院の休診日等を除き、Y が定めた時間及び場所において、指導医の指示に従って、Y が本件病院の患者に対して提供する医療行為等に従事していた。Y は、X に対して奨学金として金員を支払い、これらの金員について源泉徴収を行っていた。しかし、Y は X との間で労働契約を締結しておらず、奨学金の額も研修時間に対応する最低賃金を大幅に下回るものであった。

(3) 労働基準法 9 条にいう「労働者」に該当するか否か（労働者性）は、労務提供のいかなる要素に着目して判断すればよいか。労基法上の労働者性に関して総合的な判断枠組みを示した 1985 年労働基準法研究会報告の内容にも留意しつつ論じなさい。50 点